いて同じ。）の規定の適用を受けた同項に規定する他の自動車」に改め、同号ニ中「警戒区域設定指示が行われた日」を「自動車持出困難区域を指定する旨の公示があつた日」に改め、同号ホ中「警戒区域設定指示が解除された日」を「自動車持出困難区域の指定を解除する旨の公示があつた日」に改め、同条第二項第一号ロ及びハ中「警戒区域設定指示が行われた日」を「自動車持出困難区域を指定する旨の公示があつた日」に改め、同号ニ中「警戒区域設定指示が解除された日」を「自動車持出困難区域の指定を解除する旨の公示があつた日」に改める。

附則第二十四条第十二項第三号イ及び第四号イ中「警戒区域設定指示が行われた日において同項に規定する警戒区域設定指示区域」を「居住困難区域を指定する旨の公示があつた日において同項に規定する居住困難区域」に改める。

附則第二十五条第一項第一号ハ中「地方税法等改正法附則第二条」を「平成二十四年改正法附則第十五条第二項」に改め、同号ハに次のように加える。

(7)　既に平成二十四年改正前の地方税法附則第五十二条第二項（地方税法等改正法附則第二条の規定により読み替えて適用される場合又は平成二十四年改正法附則第五条第二項の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。以下(7)及び第四項第一号ハ(7)において同じ。）の規定の適用を受けた平成二十四年改正前の地方税法附則第五十二条第二項に規定する代替自動車

(8)　既に平成二十四年改正前の地方税法附則第五十二条第三項（地方税法等改正法附則第二条の規定により読み替えて適用される場合又は平成二十四年改正法附則第五条第三項の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。以下(8)及び第四項第一号ハ(8)において同じ。）の規定の適用を受けた平成二十四年改正前の地方税法附則第五十二条第三項に規定する他の自動車

(9)　既に平成二十四年改正前の地方税法附則第五十七条第四項（地方税法等改正法附則第二条の規定により読み替えて適用される場合又は平成二十四年改正法附則第十二条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。以下(9)及び第四項第一号ハ(9)において同じ。）の規定の適用を受けた平成二十四年改正前の地方税法附則第五十七条第四項に規定する対象区域内用途廃止等自動車に代わるものと市町村長が認める軽自動車（(7)に掲げる代替自動車を除く。）

(10)　既に平成二十四年改正前の地方税法附則第五十七条第五項（地方税法等改正法附則第二条の規定により読み替えて適用される場合又は平成二十四年改正法附則第十二条第二項の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。以下(10)及び第四項第一号ハ(10)において同じ。）の規定の適用を受けた平成二十四年改正前の地方税法附則第五十七条第五項に規定する他の軽自動車（(8)に掲げる他の自動車を除く。）

附則第二十五条第二項第一号ハ中「地方税法等改正法附則第二条」を「平成二十四年改正法附則第十五条第二項」に、「又は同条第七項」を「若しくは同条第七項」に改め、「他の二輪自動車等」の下に「又は平成二十四年改正前の地方税法附則第五十七条第六項（地方税法等改正法附則第二条の規定により読み替えて適用される場合又は平成二十四年改正法附則第十二条第三項の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。以下ハ及び第五項第一号ハにおいて同じ。）の規定の適用を受けた平成二十四年改正前の地方税法附則第五十七条第七項に規定する他の二輪自動車等」を加え、同条第三項第一号ハ中「地方税法等改正法附則第二条」を「平成二十四年改正法附則第十五条第二項」に、「又は」を「若しくは」に改め、「他の小型特殊自動車」の下に「又は平成二十四年改正前の地方税法附則第五十七条第八項（地方税法等改正法附則第二条の規定により読み替えて適用される場合を含む。以下ハ及び第六項第一号ハにおいて同じ。）の規定の適用を受けた平成二十四年改正前の地方税法附則第五十七条第八項に規定する対象区域内用途廃止等小型特殊自動車若しくは同条第九項（地方税法等改正法附則第二条の規定により読み替えて適用される場合又は平成二十四年改正法附則第十二条第六項の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。以下ハ及び第六項第一号ハにおいて同じ。）の規定の適用を受けた平成二十四年改正前の地方税法附則第五十七条第九項に規定する他の小型特殊自動車」を加え、同条第四項第一号イ中「警戒区域設定指示が行われた日」を「自動車持出困難区域を指定する旨の公示があつた日」に改め、同号ハに次のように加える。

(7)　既に平成二十四年改正前の地方税法附則第五十二条第二項の規定の適用を受けた同項に規定する代替自動車

(8)　既に平成二十四年改正前の地方税法附則第五十二条第三項の規定の適用を受けた同項に規定する他の自動車

(9)　既に平成二十四年改正前の地方税法附則第五十七条第四項の規定の適用を受けた同項に規定する対象区域内用途廃止等自動車に代わるものと市町村長が認める軽自動車（(7)に掲げる代替自動車を除く。）

(10)　既に平成二十四年改正前の地方税法附則第五十七条第五項の規定の適用を受けた同項に規定する他の軽自動車（(8)に掲げる他の自動車を除く。）

附則第二十五条第四項第一号ニ中「警戒区域設定指示が行われた日」を「自動車持出困難区域を指定する旨の公示があつた日」に改め、同号ホ中「警戒区域設定指示が解除された日」を「自動車持出困難区域の指定を解除する旨の公示があつた日」に改め、同条第五項第一号イ中「警戒区域設定指示が行われた日」を「自動車持出困難区域を指定する旨の公示があつた日」に改め、同号ハ中「又は同条第七項」を「若しくは同条第七項」に改め、「他の二輪自動車等」の下に「又は平成二十四年改正前の地方税法附則第五十七条第六項の規定の適用を受けた同項に規定する対象区域内用途廃止等二輪自動車等に代わるものと市町村長が認める二輪自動車等若しくは同条第七項の規定の適用を受けた同項に規定する他の二輪自動車等」を加え、同号ニ中「警戒区域設定指示が行われた日」を「自動車持出困難区域を指定する旨の公示があつた日」に改め、同号ホ中「警戒区域設定指示が解除された日」を「自動車持出困難区域の指定を解除する旨の公示があつた日」に改め、同条第六項第一号イ中「警戒区域設定指示が行われた日」を「自動車持出困難区域を指定する旨の公示があつた日」に改め、同号ハ中「又は」を「若しくは」に改め、「他の小型特殊自動車」の下に「又は平成二十四年改正前の地方税法附則第五十七条第八項の規定の適用を受けた同項に規定する対象区域内用途廃止等小型特殊自動車に代わるものと市町村長が認める小型特殊自動車若しくは同条第九項の規定の適用を受けた同項に規定する他の小型特殊自動車」を加え、同号ニ中「警戒区域設定指示が行われた日」を「自動車持出困難区域を指定する旨の公示があつた日」に改め、同号ホ中「警戒区域設定指示が解除された日」を「自動車持出困難区域の指定を解除する旨の公示があつた日」に改め、同条第七項第一号ロ中「警戒区域設定指示が行われた日」を「自動車持出困難区域を指定する旨の公示があつた日」に改め、同号ハ中「警戒区域設定指示が解除された日」を「自動車持出困難区域の指定を解除する旨の公示があつた日」に改め、同条第八項第一号ロ中「警戒区域設定指示が行われた日」を「自動車持出困難区域を指定する旨の公示があつた日」に改め、同号ハ中「警戒区域設定指示が解除された日」を「自動車持出困難区域の指定を解除する旨の公示があつた日」に改める。